

# 池田町水道事業経営戦略

令和5年3月  
池田町

## 目次

- 1 はじめに
  - 1-1 策定の背景と目的
  - 1-2 計画期間
  - 1-3 計画的かつ合理的な経営の推進
  
- 2 基本方針
  
- 3 現状と将来見通し
  - 3-1 事業の概要
  - 3-2 給水・施設の状況
  - 3-3 料金体系
  - 3-4 組織体系
  - 3-5 人口
  - 3-6 水需要
  - 3-7 料金収入
  - 3-8 経営分析
  
- 4 水道事業全体の課題
  
- 5 投資・財政計画の策定について
  - 5-1 計画検討の目標及び算出条件
  - 5-2 投資・財政計画（収支計画）
  - 5-3 計画期間内の経営状況
  - 5-4 財源目標の検証
  - 5-5 投資・財政計画の検討及び取り組みについて
  
- 6 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

## 1 はじめに

### 1-1 策定の背景と目的

水道事業は、ライフラインである水道施設を管理する重要な役割を担っていますが、人口減少に伴う料金収入の減少、管路・施設等の老朽化による更新事業費の増加など、経営環境は厳しさを増しています。

こうした状況の下、平成 26 年 8 月付総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」にて、将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、各企業の実情に対応した中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づき経営基盤(財務、組織、人材等)の強化を図ることが必要であると示されました。

当町においても、中長期的な視点から現状等を踏まえ、計画性・透明性の高い公営企業経営の推進の基本として、「池田町水道事業経営戦略」を策定します。

具体的には、概ね 10 年間を見通した水道事業の経営を展望し、事業面(施設整備見通し、事業費等)、管理運営面(維持管理、収入確保等)における取り組みの方向性や財政面での見通しを明らかにするものです。

### 1-2 計画期間

中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は 10 年以上を基本とすることから、令和 5 年度から令和 15 年度までの 10 年間とします。

### 1-3 計画的かつ合理的な経営の推進

水道事業に求められる役割を果たし、事業を将来にわたり継続的に運営していくため、次のような点を重視して、経営戦略を立案し、戦略に基づく合理的な経営を推進します。

- (1) 公営企業事業に関する現象分析・将来予測や、経営環境の類似する団体との比較分析に基づき、戦略を立案します。
- (2) 上水道事業における管路・施設の状況を踏まえた「投資試算」と、企業債・料金収入などの「財源試算」を行い、両者の調整を図った上で実現可能な戦略を立案します。
- (3) 投資(支出)と財源(収入)を均衡させ安定的な経営を実現するため、広域化、民間活力の導入など、経営健全化に向けた取り組みを経営戦略にて整理し、推進します。

## 2 基本方針

上水道は、町民生活や社会・経済活動に欠くことのできない最も重要なライフラインとして、常に安心・安全な水を安定供給することが求められ、平常時はもとより、災害時においても一定の給水を確保する大きな責務を負っています。

こうしたサービスを町民に提供し続けるためには、事業を取り巻く環境の変化に的確に対応した水道施設の維持管理や更新を行うとともに、経営の効率化や健全化を図ることが必要であり、次の3つの基本方針に基づき事業経営に取り組みます。

### ①安全で良質な水道水の提供

安全な水道水の供給のため、常に良好な水道施設運営を行い、計画的な水質管理を行います。

### ②安定的な生活用水の確保

地震時や大雨災害等に備えるため、町内外の7か所の水源を維持し、施設や基幹管路の耐震化についても、引き続き実施していきます。

### ③運営基盤の強化

生活の基盤となる水道施設の更新事業については、アセットマネジメントに基づいた更新計画により計画的に実施し、持続可能な事業運営を行います。

また、事業の実施にあたっては、国庫補助金など、支援を可能な限り得られるようにし、財源の確保に努めます。

### 3 現状と将来見通し

#### 3-1 事業の概要

昭和3年に水源を大町市丹生子として認可された簡易水道を創設とし、昭和24年に上水道事業に認可変更しました。

昭和37年の第1次拡張事業以降、平成元年まで4回の拡張事業を実施し、令和5年に第5次拡張事業により、広津簡易水道、三郷飲料水供給施設及び法道簡易給水施設を事業統合し、7か所の水源より9箇所の配水池に送水し町内ほぼ全域に配水し、令和14年度を事業完了年度としています。

#### 3-2 給水・施設の状況

給水・施設の状況は、次のとおりです。

図表1 給水状況

令和4年度末現在

法適（全部適用、一部適用）、 非適の区分	法適（全部適用）
計画給水人口	9,000人
現在給水人口	8,975人

図表2 施設状況

水源	地下水、伏流水
配水池設置数	9箇所
配水能力	3,820 m <sup>3</sup> /日
管路延長	152 km

#### 3-3 料金体系

水道事業の経営に要する経費は、供給するサービスの受益者が支払う対価によってまかなわれます。また、独立採算制によって運営されるためには、経費に必要な費用を適正に原価に反映させて、これを踏まえた料金設定を行い、漏れなく徴収することが必要です。

さらに、一定の資本維持費（将来の施設の改良、配水施設の整備費用）も料金設定に織り込む必要があり、安定したサービスの供給を続けていくためにも、経営基盤の強化や将来に必要な更新費用を確保するため、比較的高い水準の料金設定であり平成25及び30年度の改定時に人口動態を考慮して概ね40年先まで安定した経営ができる状態であることから、消費税率の改定に合わせて水道料金を据え置き、実質値下げを行っています。

また、料金体系は、受益者負担の原則を考慮し、基本料金を定めた従量使用料制を採用しています。

図表3 上水道使用料

	基本料金（1か月当り）		超過料金（1m <sup>3</sup> につき）
	水量	料金	10m <sup>3</sup> を超える場合
一般用	使用水量 10m <sup>3</sup> まで	円 1,728	円 267
分館用	〃	1,018	
臨時用	〃	4,320	
工場・浴場用	使用水量 100m <sup>3</sup> まで	7,560	100m <sup>3</sup> を超える場合 267円

3-4 組織体系

令和5年3月末現在の池田町水道事業の組織体制は、以下のとおりです。

図表4 組織体系

職員数	5名
事業運営組織	振興課長（企業出納員） 水道係 4名

3-5 人口

給水人口の現状と将来見通し

令和3年度末の給水人口は、9,033人です。

給水人口は、行政区域内人口の減少に比例し減少傾向です。

将来の給水人口は、コーホート要因法にて推計しています。

今後は、人口減少に伴い、給水人口も減少する見込みです。

具体的には、令和14年には739人の減少を見込んでいます。

図表5 給水人口の推計結果

(単位：人)

項目	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14
行政区域内人口	9,099	9,041	8,983	8,925	8,851	8,777	8,702	8,628	8,554	8,480	8,407
給水区域内人口	9,024	8,966	8,908	8,850	8,777	8,704	8,630	8,557	8,484	8,411	8,339
給水人口	8,975	8,918	8,860	8,802	8,730	8,657	8,583	8,511	8,438	8,366	8,294
給水普及率	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%

### 3-6 水需要

令和3年度の有収水量は、885,121 m<sup>3</sup>です、有収水量は、給水人口の減少に比例して減少傾向です。

将来の有収水量は、給水人口予測及び業務用等の過去使用実績から推計しています。給水人口等の減少に伴い、令和14年には866,145 m<sup>3</sup>を見込んでいます。

図表6 有収水量の将来推計値

(単位：m<sup>3</sup>/日)

項目	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14
生活用水量	2,145	2,131	2,118	2,104	2,086	2,069	2,051	2,034	2,017	1,999	1,982
業務営業用水量	282	280	278	276	275	273	272	270	269	268	267
工場用水量	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
その他水量	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76
有収水量計	2,551	2,535	2,520	2,504	2,485	2,466	2,447	2,428	2,410	2,391	2,373

### 3-7 料金収入

料金収入の現状と将来見通し

令和3年度の料金収入は、1億9,716万円です。

料金収入は、水需要予測等から推計しています。

人口減少等により水の使用量が減少し、料金改定を行わない場合、令和14年度に1億8,643万円となり、令和3年と比較して1,320万円減少する見込みです。

図表7 料金収入の将来推計値

(単位：百万円)

項目	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14
料金収入	197.9	199.6	197.9	196.7	195.2	194.2	192.2	190.7	189.3	188.3	186.4

### 3-8 経営分析

総務省の公営企業の見える化の推進の一環として、経営指標による他団体との経営状況を示した経営比較分析表の公表が求められています。

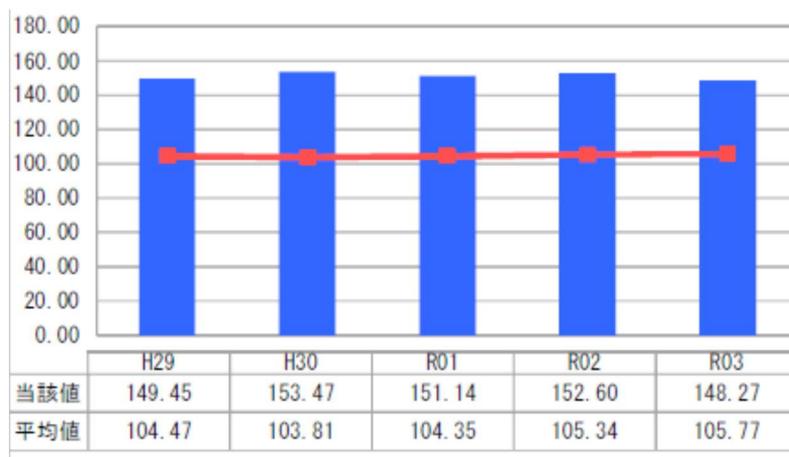
当町の水道事業における過去5年間の経営指標の推移は次のとおりです。

○経常収支比率

経常収支比率は、料金収入等の収益で、維持管理費、支払利息及び減価償却等の費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、収支が黒字であることを示す 100%以上であることが望まれます。

当町においては、常に 100%を大きく上回っており、大変良好な値で推移しています。

図表 8 経常収支比率 (%)

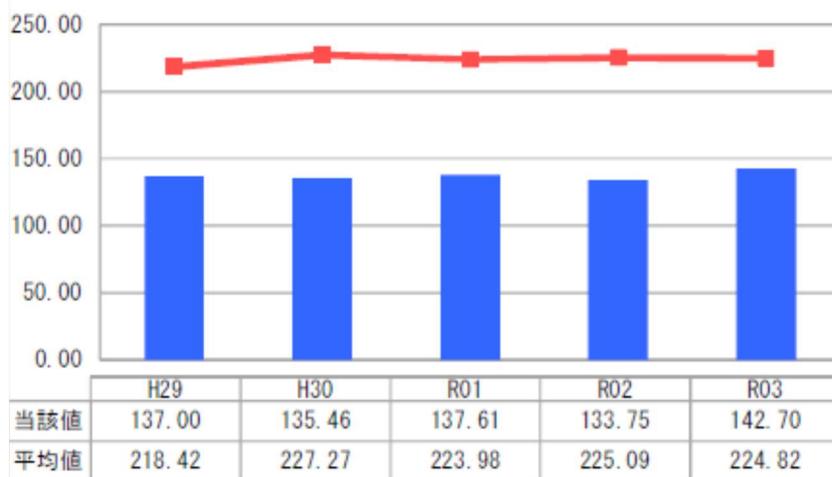


○給水原価

給水原価は、有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりにどれだけの費用を要しているかを表す指標です。

当町においては、全国の類似団体平均よりも低く抑えられ、低い値となっています。

図表 9 給水原価 (円)

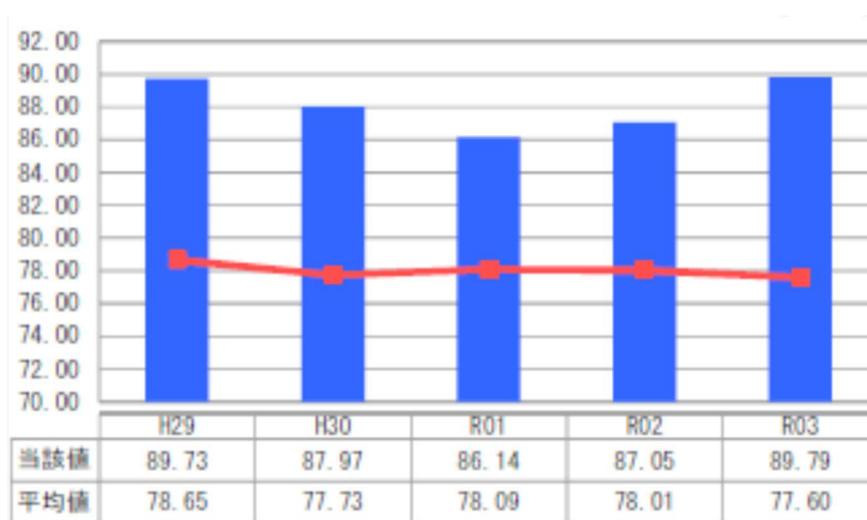


○有収率

有収率は、施設の稼働状況に対する収益の割合を示すもので、水道事業を運営するうえで重要な指標であり、高い値が望まれます。

当町においては、全国の類似団体平均を大きく上回り、効率的な施設運営ができています。

図表 10 有収率 (%)

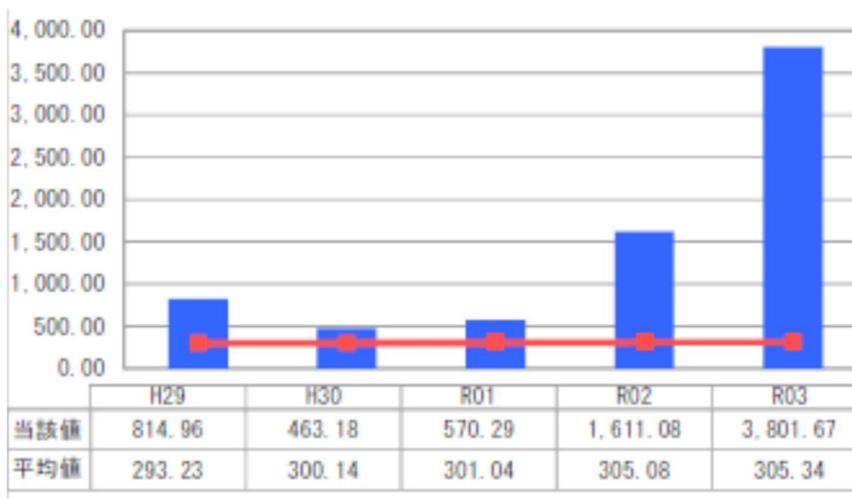


○流動比率

流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、100%以上であることが望まれます。

当町においては、常に100%を上回っており、企業債の償還が概ね終了したことにより令和3年度以降は大幅に上昇しています。

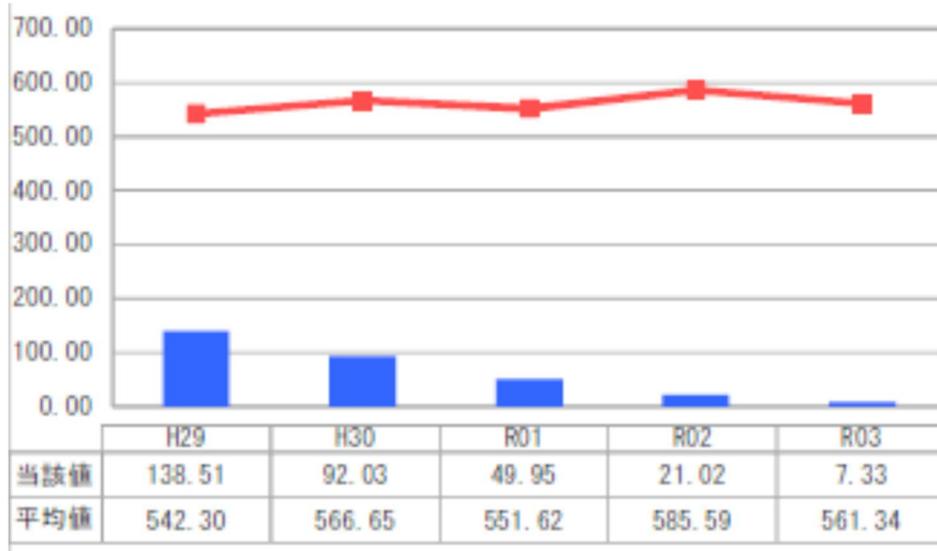
図表 11 流動比率 (%)



○企業債残高対給与収益比率

給与収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標です。当町においては、全国及び類似団体平均よりも大幅に低い値となっていることから、流動比率同様に企業債依存度が低いことが伺えます。

図表 12 企業債残高対給与収益比率 (%)



○有形固定資産減価償却率及び管路経年化率

有形固定資産減価償却率は、償却資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、高いほど老朽化が進んでいることを示します。

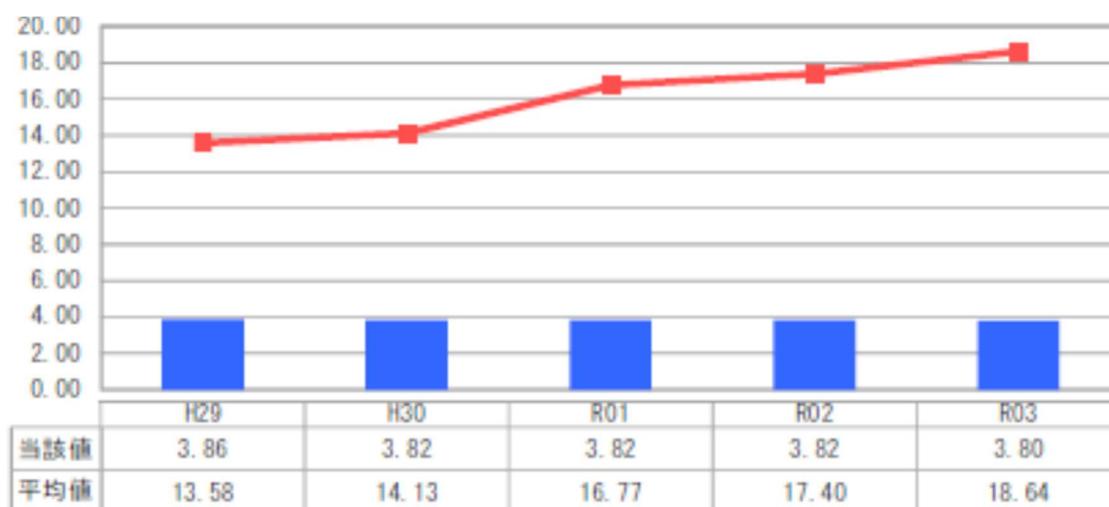
一方、管路経年化率は、管路の経年化がどの程度進んでいるかを示す指標で、高いほど経年化が進んでいることを示します。

当町においては、有形固定資産減価償却率は高く経年化が進んでいる状況で、管路経年化率は全国類似団体平均に比べて非常に低い水準であることから、管路は比較的新しいことが伺えます。

図表 13 有形固定資産減価償却率 (%)



図表 14 管路経年化率 (%)



#### 4 水道事業全体の課題

施設の老朽化及び将来必要となる更新投資財源の確保に対する課題

水道は住民生活ならびに社会経済活動に欠かすことのできないライフラインであり、通常時のみならず非常時においても住民生活を維持できるよう、高い水準で安全な飲料水を安定供給することが求められています。

当町では、経営状況、費用対効果を踏まえ、効率的な整備を進めてきました。その結果、令和4年3月末時点で水道普及率が99.5%に達しており、町内のほぼ全世帯が水道を利用できる状況です。

また、前節の経営分析にありますとおり比較的良好な経営状況が維持できています。

今後とも、さまざまな変化に適切に対応しながら、持続的に安心・安全に飲料水が供給できる体制を目指します。

##### (1) 更新需要への対策強化

将来の更新費用確保のため、アセットマネジメント手法を活用し、効率的な水道施設更新計画を策定します。

##### (2) 適正な料金設定

定期的に水道事業使用料等審議会を開催し、良好な経常収支率を維持できるよう、適切な料金改定を行い、安定した経営を目指します。

##### (3) 財源の確保

安定した経営が維持できるよう適正な料金徴収により、財源を確保します。

## 5 投資・財政計画の策定について

### 5-1 投資・財政計画（収支計画）

前述の条件等に基づき作成した今後 10 年間の投資・財政計画（収支計画）は、次ページのとおりです。



(イ) 資本的収支投資・財政計画

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
														(単位:千円)
資本的収入	1. 企業費平準化債 うち資本費平準化債													
	2. 他会計補助金													
	3. 他会計補助金			2,265	2,310	2,356	2,403	2,451	2,499	2,549	115			
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金													
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	3,223	2,640	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	
	9. その他													
	計 (A)	3,223	2,640	7,765	7,810	7,856	7,903	7,951	7,999	8,049	8,098	8,146	8,194	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
計 (A)-(B) (C)	3,223	2,640	7,765	7,810	7,856	7,903	7,951	7,999	8,049	8,098	8,146	8,194		
1. 建設改良費	35,161	44,200	97,900	99,000	102,300	101,200	104,400	103,900	102,900	101,900	100,900	99,900		
うち職員給与														
2. 企業償還金	27,018	10,113	8,868	4,620	4,712	4,806	4,901	4,999	5,098	5,197	5,296	5,395		
3. 他会計長期借入返還金														
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計 (D)	62,179	54,313	106,768	103,620	107,012	106,006	109,301	108,899	107,900	106,900	105,900	104,900		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	58,956	51,673	99,003	95,810	99,156	98,103	101,350	101,350	127,900	94,949	92,516	92,400		
1. 損益勘定留保資金														
2. 利益剰余金処分額														
3. 繰越工事資金														
4. その他														
計 (F)														
補填財源不足額 (E)-(F)	58,956	51,673	99,003	95,810	99,156	98,103	101,350	101,350	127,900	94,949	92,516	92,400		
他会計借入金残高 (G)														
企業償還金残高 (H)	14,452	4,339	29,367	24,747	20,035	15,229	10,328	5,329	231					
○他会計繰入金														
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度										
収益的収支分	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
資本的収支分	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
合計														

## 5-2 計画期間内（令和5年から令和14年までの10年間）の経営状況

企業債残高は、令和5年度の簡易水道事業の統合により一時的に増加して29,367千円となるが、令和12年度末には償還が終了する見込みです。

資金残高は、毎年1億円程度の資本的投資を継続した場合においても、順調に増加し令和14年度末には1,182,557千円となる見込みです。

また、当年度純利益は、7,500万円以上は確保でき、健全な経営が維持できる見込みです。計画期間内においては、安定した経営が見込めるため、直ちに料金改定を行わなければならない状況ではありません。

## 5-3 財源目標の検証

投資・財政計画の下での経常収支比率は、経常費用よりも経常収益が多い状態で100%を超えており、健全経営が見込まれます。

## 5-4 投資・財政計画（収支計画）の検討及び取り組みについて

### （1）投資についての検討状況等

#### ○民間の資金・ノウハウ等の活用（PFI・DOBの導入等）

水道施設が小規模なため、民間の資金・ノウハウ等の活用は難しいと考えますが引き続き、制度や費用対効果などの情報収集に努めます。

#### ○施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）

長期的な水需要を考慮して、第1水源及び中区第1配水池の系統は、大規模な修繕が生じた場合には廃止することを検討します。

廃止にあたっては、大町市の配水池と連結して原水を購入することも考慮します。

#### ○施設・設備の合理化（スペックダウン）

今後の水需要の予測に基づき、配水管の更新事業の実施にあたっては、適正な規模の検討を行います。

#### ○施設・設備の長寿命化等の投資の平準化

施設の老朽化と更新需要を把握し、計画的な更新事業を実施し、投資の平準化に努めます。また、機械設備等に関しては、定期的な点検、修繕の実施により長寿命化に取り組みます。

#### ○広域化

長野県にて進められている「長野県水道ビジョンの改定」に伴う北アルプス圏域水道事業に係る広域連携検討の場にて近隣市村と意見交換を実施し、将来的な連携に向けて、調査・研究を行っていきます。

#### ○耐震化

引き続き、送水・配水管の更新に合わせて耐震化を進めていきます。

### （2）財源について検討状況等

#### ○企業債

現在は、新規企業債の発行は行っていません。今後も、将来の負担増とならないよう、企業債の発行は極力抑制していきます。

○資産の有効活用等による収入増加の取り組み

保有現金の運用については、平成 29 年度までは、外国企業債等による運用を行っていましたが、現在は、低金利で収益が望めないことから、定期預金での運用を行っています。

近年は金利等が向上している状況であることから、積極的に企業債・国債等による運用を行います。

(3) 投資以外の経費についての検討状況等

○委託料

既に民間委託している施設の管理委託に加え、料金収納業務について、近隣市村と共同で民間委託できないか、その可能性を調査していきます。

○動力費

機械設備を更新する際には、省エネルギー型の機器を導入、または運転管理の工夫により、動力費の経費削減を図ります。

○職員給与費

引き続き、最低限の職員数による事業運営に努めます。

○デジタル活用（DX）とグリーン化（GX）

安定経営を維持するため、各業務の見直しと共にDXの取り組みを推進します。

また、安定経営に影響を及ぼさない範囲内でグリーン化（GX）にも取り組みます。

6 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の見直しは概ね5年毎に行います。

見直しにおいては、戦略の実行状況、投資・財政計画と実績とのかい離やその原因に対する分析を行い、その結果を次期戦略へと反映していくこととし、計画策定、実施、検証、見直しのサイクルを継続的に運用していきます。